

# 平成28年度 第4回庁議要旨

日時：平成28年5月23日（月）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 地方税法等の一部改正に伴う地域決定型地方税制特例措置（通称・わがまち特例）の追加導入による固定資産税・都市計画税の減額措置及び法人市民税の税率改正等について（財務部）

平成24年度の税制改正により、地方自治体が税制を通じて、これまで以上に地域の実情に即した政策の展開を可能にする観点から、地方税法の特例措置について、国が一律に減額割合を定めていた内容を市町村が自主的に判断し、条例で定めることができる「地域決定型地方税制特例措置（通称・わがまち特例）」が導入された。本市では、わがまち特例の対象となる「汚水又は廃液処理施設」を含む12施設に対して市税条例に規定し、特例を実施している。

平成28年度の税制改正において、今回、新たに「わがまち特例」の対象となる資産が追加されたことから、市税条例等に規定するもの。

また、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から地方創生の推進に向けて税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、法人市民税法人税割の税率改正等に伴い、市税においても同様の措置を講じ、適正公平な市税の課税措置を図るもの。

#### (1) 主な内容

##### 石巻市市税条例関係

##### ① 固定資産税関係

##### 追加対象資産

特例対象資産	取得時期等	課税標準の特例率	減額期間
津波対策の用に供する償却資産	平成28年4月1日から4年間	1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から4年度
太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	平成28年4月1日から2年間	2/3	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度
風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	平成28年4月1日から2年間	2/3	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度
水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	平成28年4月1日から2年間	1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度
地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	平成28年4月1日から2年間	1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度
バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	平成28年4月1日から2年間	1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度

都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が設置する公共施設等	平成28年4月1日から2年間	4/5	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度
---------------------------------	----------------	-----	----------------------------

## ② 法人市民税関係

法人税割の税率の改正について

	現行	改正後	比較
市法人税率	11.1%	7.4%	△3.7%
標準税率	9.7%	6.0%	
制限税率	12.1%	8.4%	

※1 石巻市においては標準税率に1.4%を加算した超過税率を昭和50年より適用している

※2 平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用

石巻市都市計画税条例関係

追加特例対象資産

特例対象資産	取得時期等	課税標準の特例率	減額期間
都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が設置する公共施設等（家屋）	平成28年4月1日から2年間	4/5	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度

## (2) 今後の予定

平成28年6月 石巻市議会第2回定例会に議案提案予定。（施行予定日は公布の日）

## 2 字の区域を変更すること及び字の区域を新たに画することについて（復興事業部）

防災集団移転促進事業によって新たに造成された半島部の団地では、およそ半数近くの地区において、事業区域内が複数の字で構成されている。

また、宅地内に複数の字があり合筆できないままの宅地も多数発生しており、移転住民の生活に混乱を生じさせるおそれがある。

団地内を一つの字に統一するため、事業区域内において字の区域の一部を変更しようとするもの。（牡鹿総合支所管内の12地区）

また、関係住民等の要望を受け、統一した字について新たな名称を付けようとするもの（12地区のうちの3地区）。

### (1) 主な内容

防災集団移転促進事業によって造成された半島部の大原浜地区外11地区について、それぞれの事業区域内にある複数の字の区域を、それぞれ一つの字の区域に編入するもの。

なお、一字に統合される12地区のうち大原浜地区外8地区は、名称の変更はせず字の区域のみを変更することとし、小淵浜北地区外2地区は、字の区域を新たに画することとして、新たな名称に変更する。

#### 【変更調書】

- ・字の区域を変更することについて（9地区）
- ・字の区域を新たに画することについて（3地区）

#### (2) 今後の予定

- ・平成28年6月 字の区域を変更することについて及び字の区域を新たに画することについて、市議会第2回定例会に議案提案予定
- ・平成28年7月 順次、字の区域の変更を行う

### 3 土地の無償譲渡について（生活環境部）

石巻第二霊園整備事業を実施するに当たり、工事施工に必要となった分筆前の土地「石巻市南境字金沢103-1」については、登記（表題部のみ）が「牡鹿郡稲井村南境」であり、市有財産と判断できたものの、寺院墓地として経営されてきた経緯があることから、当該墓地を経営する宗教法人の理解を得たうえで一部を工事用地として使用してきたものである。

当該土地は、石巻第二霊園整備に伴う施工範囲が確定したことにより、石巻市へ所有権保存登記、及び施工範囲に合わせた分筆登記を行っている。

分筆後の宗教法人が経営する墓地用地「石巻市南境字金沢103-8」は、戦前から宗教法人が墓地を経営してきた実態があり、時効取得も可能な立場にあることから、墓地経営及び管理実態に合わせ、当該土地を宗教法人に無償譲渡しようとするものである。

#### (1) 主な内容

##### 【無償譲渡する土地の概要】

所在 石巻市南境字金沢  
地番 103番8  
地目 墓地  
地籍 3,951㎡

#### (2) 今後の予定

平成28年6月 第2回定例会に議案「財産の無償譲渡について」を提案  
平成28年6月 同上議案議決後、宗教法人に対し無償譲渡

### 4 「支え合い活動支援事業」の実施について（福祉部）

本市においては、地域福祉計画に基づき、平成25年度より地域福祉コーディネーターを配置（社会福祉協議会委託）し、支え合い・助け合いをつなぐ地域づくりを展開してきた。

また、市社会福祉協議会においては、地域交流会やサロン活動を展開する団体の把握と支援を進めており、お茶っこ会、子育てサロン、健康教室等を展開する約200団体からの相談支援等に対応しているほか、新たな活動を行う団体に対し、立上げ時の助成を行っている。

復興庁においては、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転等に伴い、被災者の心身のケア、コミュニティ形成や生きがいづくりへの支援などを被災者支援の重要課題として位置付け、被災者支援総合交付金実施要綱を平成28年4月1日付けで改正した。

復興公営住宅等において高齢者の孤立や健康への影響などが懸念されている中、継続的な見守りや地域住民との「顔の見える関係づくり」を進めるため、各種サロン活動等を支援する「支え合い

活動支援事業」を新たに実施し、みんなで支え合う地域づくりを目指すもの。

(1) 主な内容

① 趣旨：各種サロン活動の継続化・定着化を図り、被災者支援の充実をめざす。

② 事業の位置づけ

(ア)被災者支援の一環とし、特定財源（被災者支援総合交付金）を前提とした事業とする。

(イ)引きこもりや孤立予防をめざし、様々な年代の交流を推進する。（年齢要件なし）

(ウ)石巻市被災者生活支援事業実施要綱に掲げる事業と位置付ける。（要綱改正）

(エ)地域福祉コーディネーター業務と連動させ、住民主体による地域福祉の向上を図る。

③ 事業内容

仮設住宅、復興公営住宅、新市街地等におけるコミュニティ構築と推進に係る各種サロン活動を側面支援するとともに、サロン活動継続のための一部経費（3万円）を補助する（助成期間は最長3年間）。

○サロン活動（助成対象活動）の定義

(ア)被災者の引きこもりや孤立等の予防につながると認められる住民主体の活動

(イ)広く世代を超えて地域住民が自由に参加できる活動（年齢要件なし）

(ウ)参加者が概ね10人以上、原則として月1回程度の活動

(エ)地域の集会場など、地域住民が集える場所で行う活動

※地域介護予防活動支援事業補助金及び通所型サービス支援事業補助金の対象団体について、要件等が合致すれば上乗せして補助可能とする。

④ 委託業務内容（主な仕様）

(ア)地域住民が主体となって行う小地域福祉活動（子育て支援、健康増進、生きがいづくり等）であるサロン活動の継続を図るための側面支援（企画運営等サポート）を行うこと

(イ)受託者（社会福祉協議会）が主体となって行う地域サロン活動支援事業（立上げ助成）のフォローアップと位置付け、連携・調整を図ること

(ウ)市が助成する支え合い活動支援助成金の申請に係る受付、要件審査及び実績報告の受付、審査等の業務を行うこと

⑤ 被災者生活支援事業実施要綱の改正

(ア)改正理由：被災者支援総合交付金実施要綱（平成28年4月1日改正）に伴う事業整理等

(イ)主な改正内容（平成28年度被災者支援総合交付金配分通知に基づく）

事業区分	事業名
被災者支援総合事業	応急仮設住宅等被災者自立支援事業、支え合い活動支援事業、カーシェアリング・コミュニティサポート事業、被災者管理・情報提供システム保守管理事業、被災者見守りシステム設置事業、社会福祉士等相談支援事業
被災者見守り・相談支援事業	応急仮設住宅等生活相談支援事業
仮設住宅サポート拠点運営事業	ささえあいセンター等管理運営事業

(2) 今後の予定

- 平成28年6月 平成28年第2回定例会：6月補正予算（案）提案  
平成28年7月 石巻市被災者生活支援事業実施要綱の改正、業務委託契約  
(第1条目的の改正が必要となることから、全部改正とする)

## 5 石巻市広渕老人憩の家について（河南総合支所・福祉部）

広渕老人憩の家は、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として昭和61年度に建設され、これまで主に広渕新田地区住民の集会施設として、地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。

また、平成18年度の指定管理制度導入後、広渕新田老人クラブが指定管理者として適正な管理運営を行ってきたが、近隣にある新田公会堂が改築され、当該施設の利用者が激減したことにより、平成27年3月31日に申出により指定管理者の取消しに至った。

東日本大震災により基礎などにも被害があり、又、建築から既に30年が経過し老朽化が激しいことから廃止し、地区住民の要望により解体するもの。

(1) 主な内容

広渕老人憩の家の解体

【施設概要】

- ① 施設の位置 石巻市広渕字川南485番地
- ② 設置年月 昭和62年3月
- ③ 土地面積 2,551.43㎡
- ④ 建物構造 木造平屋建て 100.20㎡
- ⑤ 施設内容 和室3室（12.5帖1室、10帖2室）、厨房、トイレ

(2) 今後の予定

- 平成28年6月 市議会第2回定例会へ提案  
石巻市老人憩の家条例の一部改正について  
(石巻市広渕老人憩の家廃止・平成28年7月1日施行)  
平成29年3月末 解体工事完了予定

## 6 石巻市北村老人憩の家について（河南総合支所・福祉部）

平成15年9月施行の地方自治法の一部改正により、民間企業や各種法人等を「指定管理者」と定め、公の施設管理を行わせることが可能となったことから、平成18年度から指定管理者制度の活用を推進してきた。

北村老人憩の家においても、平成18年度の指定管理制度の導入後は平成28年3月31日まで地区住民を中心として組織する表沢上自治会が、指定管理者として適正な管理運営を行ってきたが、4月からは市直営で管理を行っている。

公の施設の管理運営を、地域団体に指定管理者として行わせることにより、地域コミュニティのさらなる醸成や地区住民の自治意識の高揚を図る。

(1) 主な内容

- ① 石巻市北村老人憩の家

【施設概要】

- (1) 設置年月 昭和55年3月

(2) 建物構造 木造かわらぶき平屋 床面積：85.28㎡

※参考

(1) 年間利用者数 延べ146人（平成26年度）

(2) 年間維持費 平成26年度 56,862円（電気・水道等）

② 指定管理の期間

平成28年7月1日から平成33年3月31日まで（4年9か月）

(2) 今後の予定

平成28年6月 市議会第2回定例会にて指定管理者の指定議案を提案。

## 7 石巻市十八成浜老人憩の家の廃止について（牡鹿総合支所保健福祉課・福祉部）

十八成老人憩の家は、地域の老人に対し教養の向上及びレクリエーション等の場を与え、もって老人の心身の健康増進を図ることを目的に、昭和54年12月に建設され、これまで地区住民の集会所施設として、地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。

十八成地区では、防災集団移転団地内に市の補助金を活用して新しい地区集会所を建設し、今年（平成28年5月）から供用を開始している。

また、既存の十八成老人憩の家は東日本大震災において床上浸水の被害を受け、災害危険区域内となっていることから廃止するもの。

(1) 主な内容

石巻市十八成老人憩の家の解体

【施設概要】

① 施設の位置 石巻市十八成浜山下1番地

② 設置年月日 昭和54年12月11日

平成元年1月13日（施設増改築）

③ 建物構造 木造平屋建て 217.25㎡

④ 施設内容 会議室（洋）、和室（18畳）、調理室、トイレ、物置

(2) 今後の予定

平成28年 6月 石巻市議会第2回定例会へ提案

石巻市老人憩の家条例の一部改正について

（石巻市十八成老人憩の家の廃止・平成28年7月1日施行）

平成28年12月 石巻市十八成老人憩の家解体工事着手予定

平成29年 3月 解体工事完了予定

## 8 共同利用漁業倉庫（膜構造）の無償譲渡について（産業部）

東日本大震災で被災した石巻市水産物地方卸売市場石巻売場の荷捌き機能の早期回復のため、平成23年9月に独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が石巻漁港西港に仮設の膜構造水揚げ棟（長さ90m×2棟）を建設し、市は完成した平成24年1月から供用を開始した。

市と中小機構とは、施設設置1年後（平成24年12月）に当該施設を市に無償譲渡する内容を盛り込んだ「整備運営に関する基本契約」を締結しており、平成27年9月の新魚市場全面供用開始時まで市の所有物として西港での水揚げの荷捌きに使用してきた。

市は、仮設水揚げ棟の解体撤去の検討に入った際、施設を漁業協同組合が再利用する場合にその移設費用について中小機構から全額補助を受けられる制度があったため、市内の漁協に対して意向調査を行ったところ、県漁協管内4地区への移設の希望があり、中小機構の採択が得られたことから、市が平成27年度事業として移設業務を実施したもの。

今後の維持管理については、漁業者の受益者負担により責任を持って行うようにするため、4施設を宮城県漁業協同組合に対して無償譲渡する。なお、公共的団体に無償譲渡することについては基本契約に記載があり、中小機構との事前調整が整っている。

(1) 主な内容

石巻漁港西港（石巻市魚町一丁目26番4）に設置していた膜構造水揚げ棟を分割して移設した次の共同利用漁業倉庫4棟を、宮城県漁業協同組合に無償譲渡するもの

設置場所及び評価額等

設置場所	住 所	面 積	評価額
宮城県漁業協同組合 寄磯前網支所	石巻市前網浜前網4番地2	286 m <sup>2</sup>	27,972,000 円
宮城県漁業協同組合 石巻地区支所	石巻市牧浜字須田浜4番地1	352 m <sup>2</sup>	29,397,600 円
宮城県漁業協同組合 石巻地区支所	石巻市荻浜字荻浜35番地	528 m <sup>2</sup>	44,431,200 円
宮城県漁業協同組合 石巻市東部支所	石巻市小積浜字大木戸沢中峯山3番地1	286 m <sup>2</sup>	25,639,200 円
合 計		1,452 m <sup>2</sup>	127,440,000 円

(2) 今後の予定

平成28年6月 平成28年市議会第2回定例会に財産の無償譲渡について提案  
議決後に無償譲渡及び独立行政法人中小企業基盤整備機構へ譲渡届出書の提出

[報告事項]

1 保育所等の利用者負担軽減拡大について（福祉部）

平成28年度から、国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組みの一環として、保育所等の利用者負担について所得の状況等に応じ、軽減措置がなされることになった。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するため低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り幼児教育・保育の無償化に向けた取組みを推進する。

(1) 主な内容

年収360万円未満（※1）の世帯を対象として、次のとおり保育料を軽減

① 多子世帯の保育料軽減の拡充

【対象】 年収360万円未満相当世帯

【内容】 多子計算に係る年齢制限を廃止

- (現 行) 1号認定子ども(幼稚園等): 小学校3年生まで  
2・3号認定子ども(保育所等): 就学前まで
- (拡充後) 年齢制限撤廃(現行の、保育料の第2子半額・第3子無料が完全実施される)

② ひとり親世帯等(※2)の保護者負担の軽減

【対象】 年収360万円未満相当のひとり親世帯

【内容】 所得階層の第3階層以上の区分の保育料

- (現 行) 第1子 : 全額  
第2子 : 第1子の半額  
第3子以降: 無料
- (拡充後) 第1子 : 半額  
第2子以降: 無料

所得階層の第2階層以下は既に拡充後の内容となっており、変更なし。

(※1) 「年収360万円未満相当の世帯」とは、保育料算定に用いる市町村民税所得割額が下記に該当する世帯をいう。

- ・1号認定子ども及び2・3号認定子どものうち、「ひとり親世帯等」に該当する世帯の場合: 市町村民税所得割額77,101円未満の世帯
- ・2・3号認定子どものうち、「ひとり親世帯等」でない該当する世帯の場合: 市町村民税所得割額57,700円未満の世帯

(※2) 「ひとり親世帯等」とは下記に該当する世帯をいう。

- ・ひとり親世帯
- ・保育料算定対象者(保育料を算定するための基準となる世帯の住民税額の合算対象者)が「身体障害者手帳、養育手帳、精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた者」または「国民年金の障害基礎年金の受給者に該当する者」か、その者を扶養している世帯

(2) 今後の予定

- ・平成28年6月 制度管理システム(子ども・子育て支援新制度のために構築したシステム)改修費を補正予算計上予定(平成28年市議会第2回定例会提案)
- ・平成28年6月 石巻市認可保育所等の保育料に関する条例施行規則の改正(適用日:平成28年4月1日)

## 2 既存借上型市営住宅の管理に係る市営住宅条例の改正等について(建設部)

計画戸数4,500戸として整備する復興公営住宅のうち、市街地における不足分の早期供給、過剰ストック解消を目的に民間賃貸住宅を住戸単位で借上げる既存借上型市営住宅による整備を進めている。

平成28年7月から管理開始する当該復興公営住宅の名称及び位置を定めるもの。

(1) 主な内容

市営住宅条例の一部を改正し、既存借上型市営住宅の規定及び供給する既存借上型市営住宅の名称及び位置を規則で定める条文を加える。

(2) 今後の予定

- 平成28年6月 平成28年石巻市議会第2回定例会へ条例改正案を提案  
規則の制定
- 平成28年7月 既存借上型市営住宅への入居開始予定

3 石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額の見直しについて  
(選挙管理委員会)

市議会議員及び市長の選挙においては、選挙運動用の自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びにビラの作成（市長選挙のみ）を公費負担により行うことを条例で定め、その限度額単価については公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）に定める額と同額としているところである。

この度、同施行令の一部を改正する政令が、本年4月8日に公布、施行され、公営に要する経費の限度額単価が、最近における物価の変動などにより上げが図られた。

条例で定める選挙運動用の自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びにビラの作成の公費負担の限度額単価を同施行令で定める額と同額とすることで単価根拠の明確化を図り、かつ選挙運動に係る費用の高額化を回避するとともに、経済力の劣る候補者にも最低限の平等な選挙運動の機会を保障する。

(1) 主な内容

選挙運動用の自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びにビラの作成の公費負担の限度額単価を、公職選挙法施行令の上限と同額に引き上げる。

① 石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例関係

区 分		改 正	現 行
一般運送契約 以外の契約	自動車借入れ	15,800円	15,300円
	燃 料 費	7,560円	7,350円
ポスター作成	1枚当たり	525円6銭	510円48銭
	定 額	310,500円	301,875円

② 石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例関係

区 分	改 正	現 行
ビラ作成	7円51銭	7円30銭

(2) 今後の予定

- 平成28年6月 市議会第2回定例会へ提案、議決後公布の日から施行
- 平成28年7月上旬 選挙管理委員会に関係規程の改正案を提案
- ・石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程ほか1件
- 平成29年4月 石巻市長選挙及び石巻市議会議員補欠選挙から適用

[その他]

1 平成27年度石巻市復興公営住宅訪問健康調査概要について（健康部）

昨年度中に行った公営住宅入居者に対する訪問健康調査について健康部から説明を行った。

以 上